

1 令和4年度補正予算について

【提 案】 企画経営部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

2 令和4年度宝塚市水道事業会計補正予算(第2号)について

【提 案】 上下水道局

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

3 令和4年度宝塚市下水道事業会計補正予算(第2号)について

【提 案】 上下水道局

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

4 丹波少年自然の家事務組合理約の変更に関する協議について

【提 案】 企画経営部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 脱退する尼崎市の費用負担の考え方について

⇒ 令和4年4月の臨時会後の意見交換時に、尼崎市長から解散まで付き合っていくとの回答があったが、具体的な内容を確約した文書にはなっていない。

5 宝塚市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例の制定について

【提 案】 総務部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ これまでの条例では議会が実施機関に入っている。この条例が施行されたときはどのような取扱いになるのか。

⇒ 議会が対象から除かれるため、今後は議会においてもこの法律に近い形式で条例を制定し、運用していくことになる。

- ・ 審査請求について、議会は市の審査会を使えないのか。

⇒ 市の審査会に諮問することを想定している。

- ・ 市長の所属機関で審査することはどうかという議論が出たことはあるため、改めて精査

した方がいいと考える。

- 市長部局では、文書管理規則と文書取扱規定を作成しているが、議会では作成していないはず。これまでは同じシステムを使っているため、市長部局に準じた運用を行ってきたが、今後は議会も作成し、管理していく必要があると考える。行政委員会でも同様の規則を作成していないことがあり、どういった対象の文書を出す必要があるかどうか判断に迷うケースが発生することが想定されるため、整理が必要であると考え。
- 指定管理者の個人情報保護制度、個人情報の情報公開制度をどうするのかという議論があったと記憶している。今の条例だと市の制度に準じて作成するよとの規定となっているが、今後どうなっていくのか。近隣市での事例を踏まえ、委託業者の下請け等に対しても、法律第 66 条で安全管理措置の対象になっており、安全対策を取らないといけないこととされている。個人情報保護の開示制度がどのような取扱いになるか教えてほしい。
 - ⇒ 指定管理者の情報公開請求については、今の条例の中で準じて対応することになっている。指定管理者、委託事業者は法律で安全管理措置の対象になるが、情報公開制度や個人情報の開示制度は市の規定でなく、民間事業者側の個人情報開示請求があったら対応しないといけないという規定があり、それが適用されることになる。下請けや委託事業者は、法律で安全管理措置があり、また個別の契約にあたって、指定管理者と秘密保持に関する特記仕様書、誓約書等の見直しを行っている。具体的な情報の保管や管理、持ち出しのルールについては、個別契約で取り決めていく見直しを行っており、この取組を継続していく。
- 個人情報保護法に基づく罰則に関する内容は職員も理解すべき事項であり、研修を行うべきであると考え。
 - ⇒ 個人情報取扱に関する研修については、いつでも視聴可能な動画視聴形式等で行っていく。
 - ⇒ 地方自治法で指定管理者に対する規定もあるので、指定管理者と基本協定を締結するまでに、どういった取扱いが必要になるのかを説明できるような資料を準備して、指定管理者にも案内する。そういった資料が無ければ「関係法令を遵守し」と記載していても分からないため、対策は強化していきたいと考えている。財産区については、各財産区集まり協議をしているが、それぞれの財産区の中でどういった書類があるのか整理が必要。どこまでが個人情報にあたるのかも協議会を通じて案内していく。
- 今後の対応で、委託契約の中で文書の持ち出し規定を更に強化するとの話があったが、令和 5 年 4 月 1 日以降に契約するものについて、事業者から徴求する資料が増えることはあるのか。また、他の条例で個人情報の保護法に関連するものはどれくらいあるのか。
 - ⇒ 委託事業者との契約書については、尼崎市の事例を受けて既に見直しを行っている。秘密保持に関する誓約書を提出させるが、順守されているのかを踏まえて、順守報告書を提出させる運用を始めており、更に徴求する資料を増やすということは想定していない。

⇒ 条例については執行機関の附属機関の条例を附則で改正しており、改正はこの条例のみと考えているが、各行政委員会、公営企業は内規で個人情報の取扱の規定を設けているので、そこは整理が必要である。

6 宝塚市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 総務部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 個人情報の公開規定について例外規定が設定されたため、公表については個別にその都度判断しながら対応していくことになるのか。

⇒ 例外規定に該当した場合は公表しないといけない。個別に判断が必要となるが、国の情報公開制度とも整合を図っている。本制度は研修等をしながら周知を図っていく。

7 市道路線の認定について

【提 案】 都市安全部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

8 宝塚市子ども審議会条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 子ども未来部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

9 宝塚市新ごみ処理施設建設基金条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 環境部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 今回の条例改正に際して、予定している債券のどのようなものか。また、現時点で債券運用を行っているのか。

⇒ 10年間購入していなかったが、令和3年12月から債券を購入している。今後の予定では利率面から国債でなく地方債での運用を考えている。

- ・ 今後の資金計画を示したうえで、議論すべきであると考え。改めて、資金計画を説明する場を設定した上で対応すべき。

⇒ 改めて、資金計画については説明する。

- ・ 23億円は振替運用に使われているのか。

⇒ 基金条例上では振替運用可能であるが、この資金で運用したことはない。

10 宝塚市地域公共交通計画（案）に係るパブリック・コメントの実施について

【提 案】 都市安全部

【結 果】 継続審議

【質疑等】

- ・ 運賃助成制度に係る庁内調整やバスが減便している状況等を踏まえた内容にすること。
また、10年後どうあるべきかを考え、他市事例の研究や取組可能な検討事項について本計画に盛り込み、修正した計画案を以って改めて協議すべき。

※本議案については、計画（案）を再考のうえ改めて協議を行う継続審議となった。

以下の議案については、都市経営会議終了時刻までに議論できなかつたため、次回の都市経営会議（第15回）にて審議を行う。

11 第2次宝塚市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（改定案）及び第2次宝塚エネルギー2050 ビジョン（改定案）に係るパブリック・コメントの実施について